a　当該団体における連携中枢都市圏構想推進要綱第6(1)の連携中枢都市圏の圏域人口（第49条において「連携中枢都市圏人口」という。）として総務大臣が調査した数

19欄

［略］

20欄

市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第1項第四号ㇳに掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に1を加えた率とする。

算式

A × (B ／ C) × [{ (D − C) ／ C} × 0.6 ＋ 1] ＋ E ＋ { (F × 42 ＋ 500) ／ (C × 1.82) }

B ／ C が 7.50 を超えるときは 7.50 とし、D − C が負数となるときは 0 とし、(D − C) ／ C、{ (D − C) ／ C} × 0.6 又は (F × 42 ＋ 500) ／ (C × 1.82) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該隔遠地市町村について、本土及び離島の区分ごとに次条第1項第4号（二）の規定により定められる級地に係る別表第1に定める級地による補正率

B　当該隔遠地市町村の人口に、別表第1に定める普通態容補正Ⅲの人口段階ごとのそれぞれの級地による補正率を乗じて得た数の合計数

C　当該隔遠地市町村の人口

D　当該隔遠地市町村の国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における人口（以下「平成22年人口」という。）

E　当該隔遠地市町村について、本土及び離島の区分ごとに次条第1項第4号（二）の規定により定められる級地に係る別表第1に定める級地による補正率イ

F　当該市町村の区域に属する島しょのうち、当該市町村の事務所（支所及び出張所を除く。）が所在しない島しょ（当該事務所と陸路続きのものを除く。）の人口（以下「島しょ人口」という。）

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

［一～四　略］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成規制指定都市（宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域を包括する指定都市をいう。以下同じ。）、その他の指定都市、宅地造成規制中核市（宅地造成等規制法第三条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域を包括する中核

a　当該団体における連携中枢都市圏構想推進要綱（平成28年4月1日付け総行市第31号）第6(1)の連携中枢都市圏の圏域人口（第49条において「連携中枢都市圏人口」という。）として総務大臣が調査した数

18欄

［同上］

19欄

市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第1項第四号ㇳに掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に1を加えた率とする。

算式

A × (B ／ C) × [{ (D − C) ／ C} × 0.8 ＋ 1] ＋ E ＋ { (F × 39 ＋ 500) ／ (C × 1.91) }

B ／ C が 7.50 を越えるときは 7.50 とし、D − C が負数となるときは 0 とし、(D − C) ／ C、((D − C) ／ C) × 0.8 又は (F × 39 ＋ 500) ／ (C × 1.91) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該隔遠地市町村について、本土及び離島の区分ごとに次条第1項第4号（二）の規定により定められる級地に係る別表第1に定める級地による補正率

B　当該隔遠地市町村の人口に、別表第1に定める普通態容補正Ⅲの人口段階ごとのそれぞれの級地による補正率を乗じて得た数の合計数

C　当該隔遠地市町村の人口

D　当該隔遠地市町村の国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における人口（以下「平成22年人口」という。）

E　当該隔遠地市町村について、本土及び離島の区分ごとに次条第1項第4号（二）の規定により定められる級地に係る別表第1に定める級地による補正率イ

F　当該市町村の区域に属する島しょのうち、当該市町村の事務所（支所及び出張所を除く。）が所在しない島しょ（当該事務所と陸路続きのものを除く。）の平成22年人口（以下「島しょ人口」という。）

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

［一～四　同上］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成規制指定都市（宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域を包括する指定都市をいう。以下同じ。）、その他の指定都市、宅地造成規制中核市（宅地造成等規制法第三条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域を包括する中核